○六ヶ所村住宅新築リフォーム支援補助金交付要綱

令和3年3月31日告示第44号

六ヶ所村住宅新築リフォーム支援補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則(令和3年規則第18号。以下「規則」という。)第2条第1項第1号に基づき実施する、六ヶ所村住宅新築リフォーム支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- **第2条** この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 住宅 村内に存する一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅は居住部分を対象とする。
  - (2) 新築工事 住宅を新たに建築する工事をいう。
  - (3) リフォーム工事 住宅の修繕、補修、模様替え等の機能維持又は機能向上等のための 改造又は増築の工事をいう。
  - (4) 施工者 新築工事及びリフォーム工事を行う法人又は個人事業者であって、次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するものをいう。
    - ア 六ヶ所村建設工事入札参加者資格を有する者
    - イ 建設業許可を有する者
    - ウ 村内に主たる事業所を有している法人又は個人事業者であって、現底保険事業者登録 をしているもの
  - (5) 転入者 規則第8条第1項に規定する実績報告を受け付けた日以前において、他市町村から村に住所を異動した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本村の住 民基本台帳に記録されている者(転入者を含む。)とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、施工者によって施行される工事で、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 新築工事にあっては、住宅の建築に要する経費
  - (2) リフォーム工事にあっては、別表に掲げる工事に要する経費。ただし、経費の総額が20万円以上であること。
- 2 火災、風水害等において保険金の対象となる場合は、前項に規定する補助対象経費から当 該保険金を控除するものとする。

(補助金の額)

- **第5条** 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
  - (1) 新築工事 補助対象経費(その額に係る消費税及び地方消費税を含む。)に100分の3を乗じて得た額とし、限度額を100万円とする。ただし、建築完了日において補助対象者又はその配偶者の年齢が40歳未満である場合は20万円を加算した額とし、限度額を120万円とする。
  - (2) リフォーム工事 補助対象経費(その額に係る消費税及び地方消費税を含む。)に2

分の1を乗じて得た額とし、限度額を50万円とする。 (交付の申請)

- 第6条 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、補助金の交付の対象となる新築工事又は リフォーム工事に着手する日から起算して14日前までに、次に掲げる書類を添付して提出し なければならない。
  - (1) 申請者本人の住所及び氏名等を確認することができる書類(運転免許証、旅券(パスポート)又は個人番号カード等の写し)
  - (2) 工事概要を確認することができる図面(案内図、配置図又は平面図等)
  - (3) 現況写真
  - (4) 工事見積書(内訳明細が明記されているものに限る。)
  - (5) 工事同意書及び印鑑証明書並びに登記事項証明書の写し(規則第3条第2項に該当する場合)
  - (6) 転入者にあっては、全世帯員が現在居住する市町村の住民票の写し及び納税証明書
  - (7) 補助金振込先金融機関の通帳の写し
  - (8) 建築工事届の写し(建築基準法(昭和25年法律第201号)第15条第1項に該当する場合)
  - (9) その他村長が必要と認める書類
- 2 交付申請の受付は、毎年度2月末日までとする。

(実績報告)

- 第7条 規則第8条第2項に規定する村長が別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 契約書の写し
  - (2) 領収書等支払いしたことを確認することができる書類
  - (3) 工事写真(着工前、施工中及び完成後の状況を撮影したもの)
  - (4) 建築確認申請に係る検査済証の写し(建築基準法第6条第1項に該当する場合)
  - (5) 補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更が生じている場合は、変更の内容を確認することができる書類
  - (6) その他村長が必要と認める書類

(適用除外)

- 第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助の対象としない。
  - (1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条の規定による助成、同法第5条第1項の規定による補償、その他の公的助成の対象となる経費
  - (2) 平成26年4月1日以降に六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成金交付要綱(平成26年告示第26号)及び六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成金交付要綱(平成31年告示第38号)に基づく助成の対象となった住宅
  - (3) 新築工事にあっては、住宅建築助成金交付要綱(平成31年告示第25号)に基づく助成の対象となった住宅

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成金交付要綱の廃止)

2 六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成金交付要綱(平成31年告示第38号)は、廃止する。

## (経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成金 交付要綱第7条の規定により事前承認通知を受けた者については、なお、従前の例による。

## 別表 (第4条関係)

- 1 補助対象経費
  - (1) 屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事
  - (2) 壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事
  - (3) 防音又は断熱化工事
  - (4) 建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事
  - (5) 住宅バルコニー等の設置又は補修工事
  - (6) バリアフリー化工事
  - (7) 台所、浴室又はトイレ等の改修工事
  - (8) 增床工事
  - (9) その他村長が定めるもの
- 2 補助の対象とならない経費
  - (1) 倉庫又は車庫等の改修工事
  - (2) 門扉又はブロック塀等の改修工事
  - (3) 井戸に関する工事
  - (4) 造園工事
  - (5) 住宅の取壊し工事
  - (6) 家電製品(照明器具、エアーコンディショナー等)又は施設設備(自然冷媒ヒートポンプ式給湯機設備、ボイラー太陽熱温水設備、暖房設備又は太陽光発電設備等)の購入、取替えに係る工事
  - (7) 土地の購入及び造成に係る工事
  - (8) 広告又は看板等の設置に係る工事
  - (9) 公共下水道及び農業集落排水に関する宅内排水設備の管路工事
  - (10) 浄化槽の設置及び管路工事
  - (11) その他村長が定めるもの